

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和8年6月1日 開会時間・午前・午後09時59分 閉会時間・午前・午後11時23分
出席者	藤川 貴雄 後藤 國弘 山田 紘治 南谷 佳寛 豊島 保夫 後藤 徹	
欠席者		
オブザーバー	議長 原 一郎 副議長 南谷 清司	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月定例会について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午前 09 時 59 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申出があります。委員長においてこれを許可したいと思えます。よろしく願いいたします。

本日の審議事項はタブレットに格納したとおりであります。まず、6月定例会についての協議を行います。市長提出案件について執行部から説明願います。副市長、お願いいたします。

副市長

それでは、令和8年6月5日開会の第3回羽島市議会定例会において審議をお願いする付議案件について、ご説明いたします。付議する案件の内訳は、令和7年度予算繰越報告が2件、人事案件が18件、条例の一部改正が6件、令和8年度補正予算が2件、動産の取得が1件、工事請負契約の締結が2件、損害賠償額の決定が1件、市道路線の認定が1件、以上33件でございます。

それでは、順次説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。「報第3号 令和7年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」です。5ページから6ページまでの繰越計算書にございます10事業について、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次に、7ページをお願いいたします。「報第4号 令和7年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」です。8ページの繰越計算書にございます2事業について、翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

次に、9ページをお願いいたします。「諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の南谷東子氏の任期が令和8年9月30日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、10ページをお願いいたします。「諮第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の渡壁由香氏の任期が令和8年9月30日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、11ページをお願いいたします。当該ページの議35号から26ページの議第50号までの16件について、「羽島市農業委員会委員の任命について」です。現委員の任期が令和8年7月19日に満了となりますことから、新たな委員

を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

次に、27 ページをお願いいたします。「議第 51 号 羽島市税条例の一部を改正する条例について」です。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。議案要綱の 3 ページをご覧ください。

主な改正内容としては、まず市民税に関する事項について、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制について、現在、適用期限が令和 9 年度までとなっておりますが、当該適用期限を廃止するものです。また、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和 20 年度までから令和 25 年度までに延長するものです。さらに、新たに特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例を設けるものです。

次に、固定資産税に関する事項について、同税の免税点について、家屋にあつては 20 万円から 30 万円に、償却資産にあつては 150 万円から 180 万円に、それぞれ引き上げるものです。この条例は、一部の規定を除き、令和 9 年 1 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、議案書の 44 ページをお願いいたします。「議第 52 号 羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について」です。出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、個人番号カード等を利用した証明書等のコンビニ交付に係る手数料について、現在、特例として手数料条例に規定された額から 100 円を減じた額としていますが、法改正によりマイナンバー機能が搭載された特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されたため、当該カード及び証明書についても 100 円を減じる特例の対象とするものです。また、印鑑登録証明書の申請の方法について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書による申請を加えるものです。この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行するものです。

次に、議案書の 48 ページをお願いいたします。「議第 53 号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創

設に伴い、連携協力施設の確保義務、設備及び職員基準等、所要の規定の整備を行うものです。また、保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型等に勤務する特定理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができることとするものです。さらに、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該小規模保育事業所A型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないとするものです。なお、当該事業に係る施設は、羽島市には現在のところございません。この条例は、一部の規定を除き、公布の日の翌日から施行するものです。

次に、議案書の61ページをお願いいたします。「議第54号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」です。児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としては、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことへの対応となります。具体的には、満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員は6人以上19人以下とし、事業者は、事業所ごとに利用定員を定めることとするものです。また、同事業者は、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考することとしたものです。なお、先ほども申し上げましたが、当該事業に係る施設は、羽島市には現在のところございません。この条例は、一部の規定を除き、公布の日の翌日から施行するものです。

次に、89ページをお願いいたします。「議第55号 羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例の一部を改正する条例について」です。同地区計画区域への企業立地を促進するため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としては、テナント型の企業進出を奨励金の交付の対象とするため、新規雇用従業員の要件を削除するものです。また、奨励金の交付要件として、開発許可及び建築確認を経て進出した企業に限定する規定を設けるものです。この条例は、公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、92ページをお願いいたします。「議第56号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて」です。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額について、31万5,000円から33万円に引上げを行うものです。この条例は公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、議案書の94ページをお願いいたします。「議第57号 令和8年度羽島市一般会計補正予算（第2号）について」です。歳入歳出予算の総額に1,111万1,000円を追加し、総額を295億8,868万7,000円とするものです。補正の内容は予防接種事業等です。財源は基金繰入金等を充てるものです。

次に、100ページをお願いいたします。「議第58号 令和8年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」です。歳入歳出予算の総額に217万9,000円を追加し、総額を67億217万9,000円とするものです。補正内容は償還金です。財源は繰越金を充てるものです。

次に、105ページをお願いいたします。「議第59号 動産の取得について」です。GIGAスクール構想推進事業周辺機器を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得の目的は児童生徒及び教職員が使用するタブレット端末の周辺機器等の更新、取得の方法は指名競争入札、取得の金額は2,747万8,000円で、取得の相手方は岐阜市市橋5丁目4-18、教育産業株式会社岐阜営業所です。

次に、106ページをお願いいたします。「議第60号 工事請負契約の締結について」です。旧羽島市教育センター解体撤去工事について、工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

工事の場所は羽島市竹鼻町226番地2、契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は3億8,500万円です。また、契約の相手方は日東・田中特定建設工事共同企業体です。

次に、107ページをお願いいたします。「議第61号 工事請負契約の締結について」です。旧羽島市いきいき元気館解体工事について、工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いする

	<p>ものです。</p> <p>工事の場所は羽島市福寿町浅平3丁目106番地、契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は9,746万円です。また、契約の相手方は株式会社吉川組です。</p> <p>次に、108ページをお願いいたします。「議第62号 損害賠償の額を定めることについて」です。令和8年2月8日午前6時20分頃、羽島市桑原町八神1917番地地先の道路上において、水道管の破損による道路陥没により東進中の羽島市コミュニティバスが損傷する事故が発生いたしました。これに対する損害賠償の額を定めたいので、議会の議決を求めるものです。</p> <p>損害賠償の額は224万4,176円で、相手方は羽島市所在の法人です。また、過失割合は市10割です。</p> <p>次に、109ページをお願いいたします。「議第63号 市道路線の認定について」です。道路法の規定により、110ページのとおり狐穴柳原8号線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。</p> <p>以上、今定例会においてご審議をお願いする付議案件について、その概略を説明いたしました。なお、議第52号については、法改正に伴う条例の施行日が令和8年6月14日であることから、議会初日での議決をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
藤川委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの市長提出案件及び初日議決の件について、何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
藤川委員長	<p>ここで執行部は退席していただいて結構です。</p> <p style="text-align: center;">〔執行部退席〕</p>
藤川委員長	<p>次に、請願について局長から説明を願います。</p>
議会事務局長	<p>昨日までに受け付けました請願は1件です。「請第1号 自衛官募集に係る「対象者情報」（個人情報）提供の中止を求める請願」。紹介議員は川柳雅裕議員、花村隆議員。請願者は岐阜県平和委員会代表理事の篠田久美子氏、付託委員会は総務委員会でございます。</p>
藤川委員長	<p>次に、陳情について局長から説明を願います。</p>

議会事務局長	昨日までに受け付けました陳情・要望は0件です。
藤川委員長	次に、議案の付託先について局長から説明をお願いします。
議会事務局長	<p>先ほど副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、令和7年度予算繰越報告2件、人事案件18件、条例の一部改正6件、令和8年度補正予算2件、動産の取得1件、工事請負契約の締結2件、損害賠償額の決定1件、市道路線の認定1件の計33件でございます。</p> <p>こちら先ほど副市長から説明がありましたとおり、条例改正に関する議案1件については、6月5日の開会日に質疑、委員会付託を省略し、討論、採決までお願いすることになります。また、付議される案件のうち、報第3号及び報第4号、人事案件の諮第3号及び諮第4号、同じく人事案件の議第35号から議第50号までの20件は委員会付託を省略しますので、議案の付託は総務委員会5件、民生文教委員会5件、産業建設委員会2件の計12件になります。</p>
藤川委員長	局長から説明のあったとおりとしてよろしいですか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	ご異議なしと認めます。次に、会期日程について局長から説明をお願いします。
議会事務局長	<p>会期は6月5日から6月30日までの26日間です。日程については、初日5日は最初に議長から表彰の伝達を行います。これは東海市議会議長会、全国市議会議長会からの議員15年表彰ということで、堀議員、藤川議員、豊島議員、南谷佳寛議員が表彰されます。議場では、全国市議会議長会の表彰関係の伝達を行った後、議長から諸般の報告をお願いします。その後、市長から提出案件の説明を行い、議第52号については質疑、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただき、初日は散会となります。</p> <p>6月6日から6月14日までは休会とし、6月8日に議案の詳細説明を行います。一般質問の通告者が16人でしたので、一般質問は4日間で、15日から18日までとなります。19日は休会とし、22日は議案質疑、委員会付託を行います。委員会付託省略の20件のうち、人事案件の諮第3号及び諮第4号、同じく人事案件の議第35号から議第50号までの</p>

20件は討論、採決までお願いいたします。また、本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。

23日から29日までは本会議を休会とし、休会中の23日は総務委員会、24日は民生文教委員会、25日は産業建設委員会をそれぞれ開催し、付託案件の審査を願います。最終日の30日は、委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。

なお、「諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について」の議案につきましては、候補者であります南谷東子氏の関係議員であります南谷清司議員は、地方自治法第117条の一身上に関する事件に該当し、議事に参与できないため、除斥を求めることとなります。令和5年と同様、初日の議案提案説明、22日の議案質疑、討論、採決時に除斥を求める議事運営となります。

最後に、代表質問の順序につきましては、6月定例会は清和クラブ、清風クラブ、自由クラブ、元気・羽島クラブ、公明党、清流政策研究会、正統派・無所属の会、日本共産党羽島市議団、新伸会の順となります。

議員間討議につきましては、6月22日の議案質疑終了後に行っていただきます。テーマの決定は6月8日の議案詳細説明後に行っていただきます。

質疑における連絡につきましては、議案質疑や委員会での質疑の連絡期限をそれぞれ質疑が行われる2日前の正午までといたします。22日の議案質疑は2日前の18日木曜日まで、23日の総務委員会は19日金曜日まで、24日の民生文教委員会は22日月曜日まで、25日の産業建設委員会は23日火曜日までとなります。

また、初日の本会議終了後、全員協議会を開催し、各種事項を報告いたします。その後、議会改革特別委員会を開催し、令和8年度の協議事項について検討いたします。さらにその後、広報広聴委員会を開催し、8月発行の議会だよりの編集について協議いたします。

藤川委員長

局長から説明のあったとおり進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤川委員長

ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らうことといたします。

6月定例会関係でそのほかに何かございますか。

	[発言する者なし]
藤川委員長	<p>ないようですので、以上で6月定例会についての協議を終了いたします。</p> <p>議長、何かありましたらお願いいたします。</p>
原議長	<p>議会運営委員会で協議いただきたい案件が2点あります。1点目は、議会だよりの納品日の関係によりまして、定例会の会期日程を全体的に四、五日程度早くすることについてです。</p> <p>2点目は、議案詳細説明についてですが、現在、定例会初日後の休会中に開催され、その音声データが提供されておりますが、これを説明会は開催せず、説明内容を文書にした資料の提供へと変更することについてです。</p> <p>詳細は事務局から説明してもらいますので、ご協議をよろしくお願いいたします。</p>
藤川委員長	<p>ただいまの議長からの提案につきまして協議したいと思います。まず、会期を全体的に若干早めることについて、詳細を事務局から説明願います。</p>
議会総務課長	<p>議会だよりにつきましては、現在、市役所に納品した後、区長を通じて各世帯へ配付していただいておりますが、この度、市役所から区長宅への配付業者が変更となりまして、市役所への納品期限がこれまでより早くなる予定です。</p> <p>そのため、議会だよりの作成スケジュール全体を前倒しする必要があり、定例会の会期日程についても、全体的に5日程度早める方向で調整したいと考えております。特に、議会最終日がこれまでどおりの日程ですと、議会だよりの編集や印刷作業に間に合わなくなってしまうので、最終日も含めて会期全体を前倒ししたいと考えております。ご理解をお願いいたします。</p> <p>併せてもう1点、会期日程に関連してご報告があります。現在、定例会の日程について、おおむね初日の1か月前を目安に議員の皆様へLINEWORKSを通じてお知らせしておりますが、今後、できるだけ早い段階で予定を共有したいと考えております。</p> <p>具体的には、年度当初に年間の定例会日程を内定日として皆様にお示しし、予定を立てやすいようにしたいと考えております。もちろん、議長の公務や各種行事、突発的な対応などによって変更となる可能性はありますが、あらか</p>

藤川委員長	<p>じめ年間の日程感をお示しすることで、議員活動や予定調整の参考にさせていただければと考えております。</p> <p>事務局の説明について、何かご意見はございますか。</p>
豊島委員	<p>全体的なご説明は分かりました。広報は自治委員や印刷業者の関係で、物理的にやむを得ず出てくる話だと思えます。理由は理解いたしました。</p> <p>会期日程の件で、26日間という日程を全体的に早めるのか、それとも3日なら3日分の日程を縮小するのか、まず1点目として、この点について検討されたことがあればご報告ください。</p>
議会総務課長	<p>形としては、全体として前倒しをいたします。最終日だけを早めるという形にしますと、一般質問のデータが会議録研究所から上がってくるのに時間がかかるため、データが来ないとなかなか議会だよりの原稿の確認ができません。そういった難しさもあり、全体のスケジュールを前倒しするという判断をいたしました。</p>
豊島委員	<p>全体的に前倒しするとなると、羽島市議会では年4回の定例会を行ってきておりますが、仮に6月議会といえども、6月1日から始まるということはもう多分あり得ないということでしょうか。確認です。</p>
議会総務課長	<p>全体的に早めますので、6月議会でも5月から始まったりすることはあります。現在でも3月議会が2月から始まったりしますように、前の月から始まる形になります。月をまたいでも、例えば6月議会という名称で案内することは、会議規則上問題ございません。</p>
豊島委員	<p>日程の窮屈さや事務局のご負担を考えますと、最後のほうの日程を縮小することは現実的ではないと思えます、委員会の終了後のことなどを考えれば。真ん中あたりで日程を若干縮めることはできないのでしょうか。これが1点目です。</p> <p>もう1点ですが、例えば本日は6月1日ですが、一般質問の通告の締切りは先週でした。これが今の課長のご説明のようにそっくり前倒しで繰り上がっていくわけです。通告をしてから実際に質問をする日までの期間が非常に空くことになります。その間に世の中でいろいろな動きがある</p>

議会総務課長	<p>かもしれません。他自治体の議員からこういったことを言われたことがあるんですが、その辺りをご検討されたことはあるのでしょうか。お尋ねいたします。</p>
豊島委員	<p>まず1つ目の委員会のところですが、実際に一般質問が終わってすぐに会議録研究所で文字起こしが始まります。議会だよりの日程がタイトなため、そのデータを急いで出してもらっています。会議録研究所から出てきたデータと、皆様からの議会だよりの原稿を照らし合わせて、話した内容が正確に原稿となっているか確認するチェック作業が一番大変なところですね。一般質問から最終日までの期間が短くなると、業者からデータが来ず、確認作業ができません。委員会から最終日までの休会日を縮めても、データが来ないことには作業ができませんので、日程を短くすることは難しい状況です。</p> <p>もう1点の、通告が前倒しになることで、その間に社会情勢の変化や突発的な事態が起こるのではないかという懸念につきましては、通告の締切りを前倒しした際にも検討いたしました。実際には、担当課との事前の打合せの中で調整がつけば、質問の内容を変更することは可能です。その辺りで対応できるのではないかと思います。いかがでしょうか。</p> <p>打合せは十分やっておりますが、それはあくまで通告の前の段階での話です。質問を取り下げるとかやめるという調整はやっていますが、そうではなく、通告をして本番に入っていく中で、時間的にやむを得ずやめたという例は同僚議員でもありますし、それはやむを得ないことです。そうではなく、期間が空くことで社会情勢の変化による影響を受ける懸念があるのではないかとお尋ねしたわけですね。</p> <p>その期間が相当長いものですから、今回の定例会で申し上げれば、最も早い質問者で15日です。通告からすると半月以上期間が空きます。検討の1つとして、先ほどの業者からのデータ納品に大変時間がかかるということでしたら、一般質問の日程をもっと繰り上げる等のご検討はされたのでしょうか。</p>
議会総務課長	<p>こちらについては、通告の締切りを前倒しした際に、全員協議会でご説明したかと思いますが、以前は初日に通告書を提出しておりました。初日に提出してから、市長等が中身をチェックするまでの時間が、平日で二、三日しかあ</p>

りませんでした。そうすると、職員が徹夜作業で答弁書を作ることになってしまい、負担が大きすぎるということも含めて、締切りの前倒しをご提案させていただきました。ですので、一般質問までの期間を短くしますと、準備の猶予がなくなり、結局また夜中まで答弁書を作る形になってしまいますので、なかなか難しいと考えております。

実際に今も、議案質疑などは2日前の期限ですが、40個、50個と質問される議員がいらっしゃいます。それについても答弁書を作る作業は大変ですので、準備のための時間はしっかりと確保したいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

山田委員

理解できないのですが、自治会を通じないで、というようなお話がありました。あれはどういう意味でしょうか。

議会総務課長

説明が足りず申し訳ありません。現在と配付のやり方自体は同じです。業者が区長宅に配付し、そこから区長が仕分けをして各世帯に配られるという方法に変わりはありませんが、区長宅に配付する業者自体が変更になったんです。

そして、新しい業者は配付に時間がかかるということで、区長宅への配付について、新しい業者から納品を早めてほしいという要望がありました。これまでは月の20日に納品すればよかったのですが、20日納品では月末までに区長宅へ配付することは難しいので、15日に納品してほしいといった、業者との契約の関係によるもので、納品を早める必要が出たということです。

山田委員

業者が変わったことで、これまでよりも配るための時間が欲しいということですね。しかし、それにしても二、三日の話ではないですか。配付するだけのために1週間も前倒しするのでしょうか。区長に届いた後は、区長が各組に分けて、それを組長が班長に、という流れで配られます。私自身も経験がありますが、理想は月の初めに届くことではしょうけれども、現実には1週間程度遅れて届く地域もあると思っております。ですから、議会の日程全体を前倒しするのではなく、広報が1日に届くのが多少遅れることを許容して、議会日程は変更しないというわけにはいかないのでしょうか。それとも、1日に広報が届かないと市民生活に何か支障があるのでしょうか。

議会総務課長

広報担当の立場を代弁できるかは分かりませんが、実際

に広報はしまを配るのが遅れてしまいますと、お知らせする行事の日程等にも影響が出てまいります。現状でも、区长宅に届いてから全ての世帯に広報が届くまで、10日間程度かかるそうです。そうなりますと、広報が届くのがどんどん遅くなり、月の初めの行事が既に終わってしまっているという事態が生じている地域もあるようです。ですので、これ以上広報が各家庭に届くのが遅れるというのは、広報の立場としては難しいのではないかと思います。各家庭に届くまでに結構な時間がかかるようです。

豊島委員

議会だよりは、広報はしまに入れさせていただいて、年4回発行しているという状況です。議会だよりを単独で発行しているわけではありません。以前の議会の際にも、広報を配付する委託業者が事業を継続できなくなる恐れがあるというお話がありました。そういった背景から、本体である市の広報の体制が変更になったためだということで、理由は理解いたしました。ただ、私は日程全体を短縮できないかと思っただけです。

議会総務課長

3月定例会の際に執行部から、これまで配付を委託していたシルバー人材センターから対応できないという申入れがあり、ほかの業者を見つけなければならないというお話があったかと思えます。業者が変わったことで、それに合わせざるを得ないというのが現状です。

仮にですが、どうしてもこれまでの議会日程を通すということであれば、現在6月定例会の内容を8月に配付しているところを、9月にするという方法になります。今までどおりの会期日程を維持するということであれば、発行月を遅らせるしかありません。今の段階では、そのような方法しか考えつかなかったため、日程の前倒しをご提案させていただいた次第です。

山田委員

よく分からないのですが、要するに6月定例会の内容は、7月の広報ですよね。

〔「6月の終わりに原稿を締め切って7月中旬に校了して、8月1日発行となります」と呼ぶ者あり〕

山田委員

要するに、シルバー人材センターが対応できなくなり、配付の業者が変わった。そして、その新しい業者が今までどおりの日程では無理だと言っているのですよね。

議会総務課長	<p>広報を束ねて仕分けをする作業は配付業者が行っているのでしょうか。</p> <p>これまでの作業としましては、まず市役所北庁舎で自治会ごとの仕分け作業を行い、そこから区長宅へ配付するという2つの工程があります。それを一括してシルバー人材センターが行っておりました。現在、仕分け作業はシルバー人材センターが継続しているかもしれませんが、配付のところで日数がかかるため、北庁舎への納品日を前倒しせざるを得なくなったということです。一斉に配付するためには多くの人数が必要となり、対応が難しいのではないかと思います。</p>
山田委員	<p>現実問題として、配付先は110か所程度の区長宅だけですよね。既に仕分けが済んだものを、場所も分かっている区長宅に配るだけです。それにそんなに時間がかかるのでしょうか。1日か2日あれば十分ではないかと思います。今までの日程よりも、あとどれくらいの時間が必要だと言っているのでしょうか。1週間ほど余分に欲しいということですか。</p>
議会総務課員	<p>今までよりも5日程度納品が早くなりました。今まで月末の週だったのが、その前の週になったということです。そこから逆算しますと、印刷業者への納品がその1週間前になります。さらに、皆様に広報広聴委員会を2回やっていただきますので、校了の2日前ぐらいに第2回の委員会を開き、その間を1日空けて第1回の委員会を開くといったように計算していくと、大体、議会最終日から5日間程度で、事務局で議会だよりの素案を作成しなければならなくなります。今まで2週間程度あった期間が短縮されるのは、なかなか厳しい状況です。</p> <p>また、議会だよりの原稿につきましても、期日どおりに提出される方もいらっしゃるかもしれませんが、そうでない方もいらっしゃいます。そのため、事務局が実質的に作業できる時間が限られます。さらに、議会だよりは執行部の答弁を要約して掲載しますので、要約した内容に問題がないか執行部へ確認する作業も必要となり、それにも日数を要します。</p> <p>ですから、今の会期日程のまま、2か月後に議会だよりを発行するというのは相当困難です。私自身、前回は休日にタブレットを自宅に持ち帰って素案を作成しなければ間に合わなかったという実情もございます。</p>

そういった理由で議会の日程を前倒しするのはいかななものかというお気持ちも理解できますが、現実問題として対応しきれない部分があるため、今回このようにご提案させていただきました。もし日程の変更が難しければ、発行を3か月後に延ばしていただくしかありません。

また、業者に何とか対応させられないかというお話については、議会の権限を超えている部分かと思えます。現在の状況になってしまった以上は、議会としてもこれに合わせざるを得ません。時代の流れとして、シルバー人材センターがこれまで無理をして対応してくれていたことが、通常の業者では難しかったということなのかなと、私個人としては捉えております。

議会総務課長

事務局の編集作業につきまして補足いたします。以前は業者に原稿を渡して全て作成してもらっていましたが、現在は予算の関係もあり、全て事務局でソフトを使って文字をレイアウトするなど、自前で作業を行っております。そのため、業者に委託して作成させることが難しく、これまで2週間弱かけて行っていた作業を1週間で行うというのは、現実的ではないという上でのご提案であることをご理解いただきたいと思います。

藤川委員長

山田委員、よろしいですか。

山田委員

何も文句を言っているわけではありません。ただ、調整できるところは調整していく必要があると思います。妥協してもらえるところは妥協してもらうべきです。例えば6月の場合、月初めに必ず全ての家庭に広報が届いているかといえば、現実にはそうではなく、配る人の都合で遅れることもあります。先ほどおっしゃったように、6月1日の行事のお知らせが遅れるといった問題は確かに出てくるでしょう。しかし現実問題として、6月1日に全て配付されているとは到底思えません。班長さんなど、配る人も様々です。そういった事情も鑑みて、業者に交渉してみてもどうかと思っただけ。

今、事務局から説明を受けて状況は理解しました。その上で、私は何でも反対しているわけではありません。いろいろと議論をした結果として、このような状況なので日程を変更しようということであれば、私は日程変更には反対するつもりはありません。十分に議論をした上で、どうしても変更せざるを得ないということであればそれで良いで

藤川委員長	<p>す。ただ、少しの余裕やお互いの歩み寄りも必要だということをお願いしたかっただけです。</p> <p>ほかにご意見はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
藤川委員長	<p>ないようでしたら、事務局の説明のとおり進めていくということでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>それでは、この会期日程の提案については、全員協議会で報告し、協議を願うことといたします。</p> <p>次に、詳細説明会についての提案について、事務局から説明願います。</p>
議会総務課長	<p>現在、6月定例会を含め、議案詳細説明については、執行部の説明を録音し、その音声データを議員の皆様へ提供する運用となっております。この運用につきましては、全体的に各議員からも好意的なご意見をいただいております。その一方で、説明を紙でも配付してもらえるとありがたいという意見も複数の方からいただいております。理由としては、音声データでいただいても、聞きたい箇所を探すのに時間がかかる点があるとのことでした。</p> <p>具体的にどのような形で書面をお渡しするかと申しますと、3月議会の最終日における追加議案の際に、事前説明や詳細説明の書類を書面でお渡ししたかと思っておりますが、それと同じような形で今後の通常の議案についても配付してはどうかというご意見がありました。</p> <p>この件につきまして事務局で検討いたしました結果、議員の皆様にとっても特に大きなデメリットはなく、メリットのほうが多いのではないかと考えました。そこで、議案詳細説明の文書化について、所管する総務課に対応可能か確認を行いました。その結果、総務課からは対応可能との回答をいただきました。</p> <p>6月議会はまだ周知ができておりませんので、次回の9月定例会から、議案詳細説明会は開催せず、各部局による説明を文書にして皆様に配付するように運用を変更したいと考えております。説明書類の配付時期につきましては、定例会前の議会運営委員会の終了後に、議案を配付する夕</p>

	<p>イミングと同時に説明書類の紙も配付する方向で考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
藤川委員長	<p>事務局の説明について、何かご意見はございますか。</p>
山田委員	<p>例えば、新年度の事業概要がありますよね。あの扱いはどうなるのでしょうか。</p>
議会総務課長	<p>事業概要は今までどおりお配りいたします。議案詳細説明会で話す言葉をそのまま紙にして、皆さんのタブレットに入れるという形になります。</p>
山田委員	<p>新年度の事業概要はある程度説明していますよね。事業概要の説明はどうするのでしょうか。その説明も資料として出すのですか。それとも事業概要をもらったことで、それについて説明を受けたという扱いに置き換えて対応する方法になってくるのか。</p>
後藤國弘委員	<p>事業概要は全てを説明するわけではなく、担当部局が必要なところだけ説明していく形ですので、これはやはり説明会を開催してもらわないと、内容が分かりません。事業概要については説明会を開催したほうが良いと思います。</p> <p>一方、議案に対する詳細説明は、同じことを2回聞くこととなりますので、こちらは紙だけで良いと思います。議案に関しては、そのように考えます。</p>
山田委員	<p>後藤國弘委員が言われるように、年度始めの事業概要のだけは説明会を開催するということですね。</p> <p>〔「私に決定権はないけどそのほうが良いという意見です」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘委員	<p>事業概要の場合、全ての説明がなくても、その場で皆が納得していれば問題ないのですが、事前に紙だけになりますと、ここの説明がないではないかという反発が後から出てくる可能性があります。ですので、事業概要だけは全員が揃った中で、説明を飛ばすところは飛ばしますけれども、という形で進めていくのが納得できる形だと思います。</p> <p>とりあえず、議案に関する詳細説明については省くという形をまず取っていただいたほうが良いと思います。</p>

議会総務課長補佐	<p>元々事業概要は、事業の内容を説明するために執行部が作成する資料です。極端に言えば、執行部は作らなくても良いものです。全ての説明を入れるのであれば、事業概要と同じものになってしまうため、2つも必要ないのではないかと執行部が言い始める可能性はあります。ですので、事業概要か詳細説明会か、どちらかにしていただきたい。</p> <p>詳細説明会自体が、事業概要に書かれた内容のさらに詳細に説明したい箇所だけを説明するものですので、その説明がいない部分は事業概要に書いてあることがそのまま説明の内容になります。そのような二度手間は執行部も行わないと思いますので、その点だけ申し述べておきます。</p>
山田委員	<p>今、事業概要の話が出ましたけれども、事業概要については私が提案した経緯があります。なぜかと申しますと、議案説明のときだけでなく、委員会でもっと激しい質疑があったんです。昔、私が執行部側にいた頃は議員からの質問に対して答弁をしておりましたが、その中で、同じように回答するのであれば、そのような資料を作ったらどうかという話になりました。あんなに立派なものを要望したわけではなかったのですが、現在のようなすばらしい事業概要が出来上がって、本当に感心しております。分かりやすいですし、常任委員会の質疑の際にも大変役立っています。</p> <p>この議案説明の運用変更に絡んで、少しご検討いただければと思います。</p>
議会総務課長	<p>説明不足だったかもしれませんが、大前提として、これは総務課から運用を変更してほしいと要望されたわけではございません。総務課としては、今までどおり説明会を行っても構いませんし、こういった形でも対応できるということを確認しただけです。</p> <p>各議員の皆様にとって分かりやすいように、どういう形が良いのかを検討した結果、書面という案が出てまいりました。まず事業概要が書面で出てきまして、それプラスアルファとして、各部局が補足で説明したいことを別途文書化するということです。ですから、全てを載せる必要はないと思いますし、事業概要プラスアルファの解説書のようなイメージで考えていただければと思います。</p>
豊島委員	<p>臨時会では議案の説明を書面でいただきまして、大変良い方向だと私は思っております。今後の議案の説明について、あのような形にすることには前向きに捉えております。</p>

	<p>もう1点、事業概要についてですが、今までもやってきておりますけれども、時間を上手に使って説明される部局長もいらっしゃれば、そうでない方もいらっしゃいます。その辺りを精査していただき、事業概要についてはポイントだけでもご説明いただければと思っております。これは私の意見です。</p>
山田委員	<p>ケチをつけているわけではなく、先ほど豊島委員がおっしゃったように、説明会の際には、それはそれでまた資料をつけてもらったほうが良いということでしょう。</p>
豊島委員	<p>5月の臨時会で試行したような形で良いのではないかと言っています。</p>
藤川委員長	<p>皆様のご意見を整理いたします。今のところのご意見では、議案の説明に関しては紙で良いのではないかとということでした。音声も出るのでしょうか。</p>
議会総務課長	<p>紙だけで対応いたします。</p>
藤川委員長	<p>5月、6月、9月、12月の定例会等はそれに対応できると思いますが、予算や事業概要が関わってくる3月定例会の説明についてはどうするかというご意見があると思います。今のところお話を整理しますとそのような感じだと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p>
議会総務課長	<p>3月定例会だけは詳細説明会を開催し、議案以外の事業概要のところだけは説明会をやるという整理でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">[「そういうこと」と呼ぶ者あり]</p>
議会総務課長	<p>それだと補足の部分だけ説明する形になります。今まで執行部は、全てを説明するのではなく、内容を細かく説明したいポイントだけを説明していたと思います。その部分だけの説明会を開催してほしいということですね。</p>
藤川委員長	<p>懸念されるのは、3月定例会の事業概要の説明を紙でやろうとすると、かなりのボリュームになってしまうのではないかとことです。補足の部分だけ紙で出した場合、「ここの部分の説明がなぜないのか」という話になりかね</p>

	<p>ません。説明会として皆で顔を合わせて行っているときには、時間の都合もありますので、「聞きたい人は後で聞いてくださいね」という形になると思いますが、あらかじめ準備ができる書面での説明資料の作成となりますと、「準備ができるのだから、全ての事業について詳しく説明が載っていないといけないのではないかと」と議員側としては捉えてしまう可能性があります。その結果、職員の事務量が増えることになりかねません。</p> <p>ですので、3月定例会については今までどおり説明会として開催していただいたほうが良いのではないかと思います。紙資料なしで。</p> <p>〔「今の詳細説明会も、説明が不足していると考えても、追加の説明を求めることはできません」と呼ぶ者あり〕</p> <p>全ての事業の説明を紙でしていただけるなら問題ないと思います。</p> <p>〔「それが事業概要です」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>全ての事業の説明を紙でしていただけるなら問題ないと思います。</p> <p>〔「それが事業概要です」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員長	<p>事業概要があるなら説明しなくていいなら、今までの詳細説明会もやらなくて良かったという意見もあるかと思えます。</p>
議会総務課長	<p>事業概要は、これからやろうとしていることを既にやっていたイメージでいます。紙で渡していたという意味で。</p>
山田委員	<p>事業概要は、事業内容や目標などを説明するものです。説明の際には、それを基本にして、どのように実施するのか、増減があったかなどを執行部が答弁します。また、予算的にも昨年度と今年度の予算の誤差が分かります。そういった資料は議員としては大変助かるのです。普通の予算書だけを出されて説明を受けても分かりません。昔も、委員会的时候には執行部に質問して、いろいろと答えてもらっていました。</p> <p>職員もどうせ資料を作って話をするわけですから、そういったものをきちんと出してくれたらどうかと提案した際に、概要説明という形で立派なものを作ってくれたので、それには感謝しております。今回の件は3月議会だけが問題になります。</p>

議会総務課長	<p>事業概要につきましては、執行部が説明すべき内容を事前に書面で皆様にお渡ししていたというイメージであります。それ以外の部分で、さらに補足して説明したい事項については、書面にして皆様にお渡しするという形で、事業概要はそのまま生かしていくことに変わりはありません。</p>
山田委員	<p>基本的に、どういうことのためにこういうことをやっているのかということ、全員が知っていたほうが良いと思います。詳細説明のときにはいろいろと聞いたり、あるいは予算額がこのように変わりますから今後このように進めていきますというような話が重要になりますので、そういった資料がもらえればさらに助かります。</p> <p>〔「詳細説明会は開かずに、事業概要は継続して、事業概要の説明をしていた詳細説明会をなくして紙で説明するということ」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員	<p>ということは、結局、議案詳細説明という日程が1日なくなるということですね。事業概要のときはいつも2日間やっておりますが、その2日間もなくなるということですね。それは結構なことだと思います。</p>
山田委員	<p>そのようにしていただければ120点満点です。</p>
藤川委員長	<p>今のお話をまとめますと、事業概要、新年度予算等の説明も含めて、議案も含めて全て説明資料を配付するということで、それにより議案詳細説明会は年間を通して開催しないという方向性で確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
豊島委員	<p>課長からも、6月定例会は来週月曜日に議案詳細説明が日程に上がっているとお話がありましたが、9月定例会から説明会をなしにするというお考えか、確認したいです。</p>
議会総務課長	<p>定例会としては9月から始めたいと思いますが、6月の最終日等に追加議案が出た場合も書面で対応いたします。</p>
後藤國弘委員	<p>最後に一言だけ申し上げます。先ほど事業概要のときは説明を受けたいと申しましたのは、年に1回ぐらいは部長や課長の顔を見て、直接お話を聞いたほうが良いのではないかと思ったからです。これがどんどん進んでいきますと、</p>

山田委員	<p>予算説明や教育委員会の説明なども全て書面で終わる形になっていくのは少し寂しい気がしますので、その辺りは歯止めをかけていただければと思っております。詳細説明会がなくなるのは構いません。</p> <p>事業概要は予算書の説明をするわけですから、本来は必要です。コミュニケーションのためにも、顔合わせの機会があっても良いと思います。</p>
藤川委員長	<p>〔「書面だけだと担当部局の緊張感がなくなってしまう」と呼ぶ者あり〕</p> <p>担当部局との顔合わせについてのご意見がありました。それは別途考えていただくということにして、ひとまず議案詳細説明会の提案については、今の方向性ということで全員協議会に報告し、協議を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
藤川委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、そのように進めさせていただきます。また議長におかれましては、紙での説明になりすぎますと執行部との顔合わせの機会が減ってしまうという懸念もあることから、人事異動がある4月のタイミングなどで顔合わせができるような機会をご検討いただければと思っております。</p> <p>議長、何かありますでしょうか。</p>
藤川委員長	<p>〔発言なし〕</p> <p>副議長、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>〔発言なし〕</p>
藤川委員長	<p>それでは、これで議会運営委員会を散会いたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 23 分】</p>